

（仮称）東海市公契約条例（素案）の概要 【令和9年（2027年）4月1日施行】

制定の背景

公契約（注）では、透明性や競争の公平性の確保などのほか、公共工事や委託業務における価格競争により、労働者の労働環境の悪化やこれらの品質の確保が懸念されるなど、様々な課題があります。このため、公契約に携わる者の責務を明らかにし、それぞれの者が担うべき役割を主体的に果たしながら、課題解決に向けた取組を総合的に推進するため、東海市公契約条例を制定します。

（注）市を当事者の一方とする契約であって、市が発注する案件に係るもの及び市の支出の原因となるもの

目 的

公契約に関し、基本理念を定め、取組の基本事項を定めることにより、基本理念の実現を図り、市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与する。

基本理念

① 公契約の適正化

- 透明性及び競争の公平性の確保
- 不正行為の排除の徹底
- 契約の適正な履行

② 品質の確保

- 公共事業、市への納入物件、市民等に提供される公共サービスの品質の確保

③ 労働者の労働環境の整備

- 労働者の労働環境の整備が図られるよう、適切に措置

④ 地域の活力の向上

- 良好な地域社会の維持及び形成に資する多様な取組の促進
- 市内事業者の積極的な活用と育成

市の責務

公契約に関する取組を総合的かつ効果的に実施

市の主な取組

- 入札及び契約に関する情報の公表
- 契約条件の適正な設定、適切な入札及び契約の方法の選択等、計画的発注
- 予定価格の適正な設定
- 受注者等に対する労働者の労働環境の整備を図るための取組の実施状況についての報告の求め及び調査、改善措置の指導
- 報告の求め等に応じない受注者等に対する入札参加停止措置
- 市内事業者の受注の機会の増大の努力
- 前記取組に準じた指定管理者の指定の手続等に関する事務の実施

受注者等の責務

- 社会的な責任が生ずることへの認識、法令の遵守、基本理念の実現に向けた主体的な取組の実施
- 市が実施する公契約に関する取組への協力

受注者等の主な取組

- 労務費等の経費の適正な積算
- 適正な契約条件による下請等契約の締結
- 公契約の適正な履行、公共事業等の品質の確保
- 適正な賃金の支払等の労働者の労働環境の整備
- 下請等契約の相手方選定又は材料等の調達の際の市内事業者の活用

〈注〉「受注者等」は、受注者のほか、下請等契約の相手方となる者を含みます。